

罹災してから共済金支払までの手順

1. 罹災時の申請書類の入手方法

日本消防協会ホームページの火災共済バナーから入って、罹災申請用様式をダウンロードして下さい。 <http://www.nissho.or.jp/>

2. 共済金支払請求書類等の作成(火災共済金、風水雪害等共済金共通)

(1) 共済金の支払請求申請書類について

共済金支払請求書(様式第5号、様式第5号の裏面)

共済金等振込依頼書(様式第5号の1)

罹災物件調査書(様式第6号)

罹災証明書(様式第7号)(消防機関、市町村等において発行される
罹災証明様式でも可。)

被害写真

新聞記事等

その他、個々の案件に応じ、別途資料を提供して頂く場合があります。

別添の「申請書類の補足」(火災共済金、風水雪害等共済金)を参考にして共済金の請求を行って下さい。

床上浸水における、共済事故につきましては「床上浸水時写真撮影」を参考にして下さい。

(2) 書類の提出先

「被災者(組合員)」 市町村事務担当者 「都道府県支部」 「生協本部」という流れになります。

市町村の事務担当者の皆様へ

共済金の請求が複数ある場合は、とりまとめることなく、請求書類が整ったものから順に支部へ提出して下さい。

3. 生協本部での審査

(審査内容)

罹災日、罹災場所、罹災原因、被害状況等について確認。

組合員の罹災時の契約内容確認。

その他必要と認められる事項の審査。

4. 共済金の支払いと案内

共済金が決定後、共済金支払請求書に添付された様式第5号の1に記載された振込口座に生協本部から直接送金します。

なお、共済金支払決定のご案内は、支部及び市町村の事務担当者、組合員へ送付します。

被害写真撮影方法

被害写真は、別紙の被害写真台紙に添付して下さい。

なお、写真に説明書き等が記載されていれば、任意の様式でも有効です。写真は、カラー写真で、見積書や様式第6号の罹災物件調査書などの図面と照合できる番号を付して下さい。

被害状況が写真により判明できない場合は共済金の支払いが遅れる場合がありますのでご注意下さい。

【建物について】

被害建物の全体写真を撮影して下さい。

見積書等に記載の修理(工事)が必要な内容が確認できる被害場所の写真を撮影して下さい。

被害が判りづらい場合や修理後の写真しか用意できなかった場合には赤ペン等で写真の罹災部分をマークして下さい。

【動産について】

被害動産の全体写真を撮影して下さい。

修理・工事が必要な破損個所のアップ写真を撮影して下さい。(内部の故障等撮影できない場合は被害状況欄にその旨を記載して下さい。)

床上浸水時については、さらに以下の写真が必要となります。

居室の床面を基準にメジャーをあて、浸水部分のシミ(変色)のあるところまでの高さを測って下さい。

床から変色部分までの目盛Cmが読み取れるよう撮影して下さい。

写真は床面から浸水部分までのものと、メジャーの目盛が確認できる様アップのものを最低2枚以上撮影して下さい。

床上浸水時写真撮影の例を確認して下さい。

床上浸水時写真撮影の例

組合員名 消防 太郎

写真枚数 3 枚

被害物件(現場)写真	被害状況(詳しく)
	写真番号
	例) 赤い線を浸水ラインとします。
	床から浸水部分まで高さが判るように撮影
	1階居間 東側壁を撮影

被害物件(現場)写真	被害状況(詳しく)
	写真番号
	目盛が読めるよう撮影する
	居間東側の壁(浸水部分)

被害物件(現場)写真	被害状況(詳しく)
	写真番号
	120.4Cm が確認出来る。
	120.4Cm 浸水